

詳しくは「一社」地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。
利用時間 8時30分～24時
 ※土・日、祝日、12月29日(金)～平成30年1月3日(水)を除く。
 また、初めて電子申告を利用する時は届出が必要です。
 e-TAXヘルプデスク

税目	申告	申請・届出
法人市民税	確定申告、中間申告、修正申告など	・法人設立・設置届出 ・異動届
事業所税	納付申告、修正申告、免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	事業所等新設・廃止申告
固定資産(償却資産)	全資産申告(電算処理分)、増加資産・減少資産申告	—
個人市民税・府民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出、普通徴収から特別徴収への変更申請など	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出など

※守口市ではいずれの税目もプレ申告・電子納税サービスには対応していません。

地方税の電子申告「e-TAX」が利用可能
 従来の市税に関する申告・届出などが、インターネットを利用してパソコンから手続きできます。

インターネットで申告ができます！

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
 ◎税務署に行く手間がかかりません！
 ◎確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
 ◎ご不明な点は電話で問合せできます！

2 申告書を作成
 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

3 申告書を提出
 申告書の提出方法は2通りあります。
作成コーナーからe-Taxで送信
 ※タブレット端末等からはご利用になれません。
 e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。
 ・マイナンバーカードなどの電子証明書
 ・ICカードリーダライタ

印刷して提出
 郵送等で税務署に提出します。

プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方は、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して、印刷できます。

セルフメディケーション(自主服薬)推進のために
 従来の医療費控除制度の特例として、新たに平成29年分(平成30年度の申告分)から「スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)」が適用されます。

0570・08149(全国共通ナビダイヤル)
 つながらない場合
 03・5500・7010
 受付付けは、月曜日～金曜日
 午前9時～午後5時

これは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病への予防への取り組み(特定健康診査・定期健康診断など)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える部分の金額(8万8千円を限度)を、その年分の総所得金額などから控除する制度です。

これは、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病への予防への取り組み(特定健康診査・定期健康診断など)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える部分の金額(8万8千円を限度)を、その年分の総所得金額などから控除する制度です。

対象医薬品など詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
 問 課税課市民税担当
 06・6992・1456



医療費控除 は **明細書を作成して提出すればOK!!**

領収書 が **提出不要** となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
 (注)平成29年から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の申告は「確定申告書等作成コーナー」で！
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

特別徴収義務者の一斉指定

大阪府内市町村では、平成30年度から個人市民税・府民税について、原則、給与支払者である事業主全てを一斉に特別徴収義務者として指定し、給与所得からの特別徴収制度の実施を徹底していきます。

特別徴収制度は、従業員が自ら個人市民税・府民税をコンビニや銀行などで納付する必要がなくなります。また、税額の納期が年4回から12回に増えることにより、1回当たりの納付額が少なくなるなどの負担緩和になります。

問 課税課市民税担当
 06-6992-1456

入札・見積り参加申請の受け付け

市および市水道局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタントなど、物品などの入札・見積りに参加する場合は、**下表**のとおり参加資格審査の申請をしてください。

市発注分
 申・問 総務課
 06-6992-1453

水道局発注分
 申・問 水道局総務課
 06-6991-6774

業種	市役所への参加資格審査申請		水道局への参加資格審査申請	
	物品・印刷・リース・委託業務等関係	建設工事関係	測量・建設コンサルタント等業務関係	物品・印刷・リース・委託業務等関係
	更新・新規登録(平成30・31・32・33年度の4カ年)	補充登録(平成30年度の1カ年)	補充登録(平成30・31年度の2カ年)	補充登録(平成30年度の1カ年)
		(平成29年度に申請された場合、今回は不要)	(平成28・29年度に申請された場合、今回は不要)	(平成29年度に申請された場合、今回は不要)
提出書類	市指定様式	市指定様式および中央公契連統一様式	局指定様式	局指定様式および中央公契連統一様式
用紙配付	市ホームページからダウンロード可			
受付期間・方法	2月1日～10日(消印有効) 郵送(宅配便を含む)による受付		2月2日～20日(消印有効) 郵送(宅配便を含む)による受付	

注 中央公契連…中央公共工事契約制度運用連絡協議会

例月出納検査の結果

市の8月分例月出納検査は、平成29年9月22日に、伊藤正伸、高瀬久美子、上田敦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。
 問 監査委員事務局 06-6992-1795

平成29年8月末現在

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	24,528,501,872
	支出額	23,812,398,948
	収支差引額	716,102,924
	一時借入金 差引残額	200,000,000 916,102,924
特別会計 国民健康保険事業	収入額	7,653,764,095
	支出額	7,766,383,792
	収支差引額	△112,619,697
	一時借入金 差引残額	200,000,000 87,380,303
特別会計 後期高齢者医療事業	収入額	526,666,029
	支出額 収支差引額	370,595,301 156,070,728
特別会計 公共用地先行取得事業	収入額	0
	支出額	0
	収支差引額	0
水道事業会計	収益の部 収入	1,086,424,548
	支出	796,606,965
	収支差引額	289,817,583
	資本の部 収入 支出 収支差引額	0 89,163,898 △89,163,898
下水道事業会計	収益の部 収入	1,943,083,970
	支出	1,193,983,667
	収支差引額	749,100,303
	資本の部 収入 支出 収支差引額	119,986,825 111,793,594 8,193,231